

題である。もちろん、これらの新世紀開発目標は、相互に連携し、その根底には因果関係があるが故に、相互間には代替性だけでなく、補完性もあり、一つの目標達成が他の目標達成に貢献することは自明である。例えば、第1目標である貧困・貧困人口の半減は、他のすべての目標達成に貢献することは疑いない。特に、多くの途上国では、貧困が熱帯雨林の破壊、都市への人口集中等環境破壊の一つの大きな原因であるが故に、貧困削減は農村、都市いずれにおいても環境保全に役立つ。しかし、環境の持続性の確保という第7目標の達成が、普遍的初等教育の達成という第2目標やジェンダー平等の推進と女性の地位向上という第3目標の達成にどの程度の効果があるかということになると未知数が多い。その反面、第2目標や第3目標の達成が、第7目標の達成に貢献するであろうことは容易に推測できる。けだし、低炭素社会や環境持続性の確保の重要性の認識とその実現には、当該社会における人々の教育水準や教育普及度と女性の意識・地位向上が大きな役割を果たすと実証されているからである。

こうして、経済的・人的・技術的・行政的資源の制約が厳しい開発途上国では、新世紀開発目標のうち第1、第2、第3目標のほうが、第7目標よりも政府の優先度は高くなっているのが現状である。このような状況の下では、途上国政府の開発政策を優先し、その主体性を尊重するという世界的な合意に基づく「21世紀の新しい国際協力体制」での先進諸国の対途上国支援も、貧困削減、基礎教育の普及、女性の地位向上等が、健康保全と並んで優先されることは仕方がない。しかし、環境持続性の確保、その一環としての低炭素社会の実現が、途上国の環境保全のみならず、世界全体にとっての大きな課題である地球温暖化防止のために不可欠であることを認識するならば、先進諸国を含む国際社会は、伝統的な対途上国支援の枠組みを超えて、地球環境基金（GEF）を再編成して、世界のすべての国々が何らかの基準で拠出する「地球温暖化防止・低炭素社会実現世界連帯基金」を設立して、国際協力を推進することを21世紀の最大課題とすべきである。

5. 東アジア共同体加盟国における低炭素社会の構築と日本の役割

わが国の環境国際協力は、従来から環境政策分野すべてに及んでいるが、特に当初は、上下水道整備、ゴミ処理、大気汚染（含酸性雨）・水質汚濁・海洋汚染・土壤汚染・砂漠化防止とモニタリング、廃棄物3R、公害対策、植林・森林保全等における、いわゆる「箱物」協力とそれに関連した人材育成が多かった。しかし、近年では環境政策の立案、環境行政の整備、環境関連法整備、環境教育・学習、省エネ技術体系の整備、有害廃棄物の規制システム、環境影

響評価制度の充実、グリーン購入の推進、環境報告書の作成、環境N G O体制強化支援等、いわゆるソフト分野の国際協力も顕著となってきた。さらに、二国間協力から多国間協力への広がりも見えてきており、1993年の環境国際協力に関する答申を契機として、1996年京都議定書案の作成と国際的合意形成へ指導力を発揮して以来、アジア太平洋環境開発フォーラム（A P F E D）や3R国際会議の召集に見るとおり、新たな部門での環境に関する国際的枠組み作りのための合意形成に向けて努力を重ねている。2005年8月に発表した中央環境審議会地球環境部会による国際環境協力専門委員会報告書「今後の国際環境協力のあり方について」は、今後の国際環境協力の取り組みの方向として、① 世界的な枠組み作りへの戦略的関与と ② アジア太平洋地域における環境協力の枠組み作りに向けたわが国のインシャティブを重視して、わが国の多様な主体による国際環境協力への参画と国際環境協力実施体制の強化を訴えている。

低炭素社会の構築こそ、上記勧告に合致したわが国が世界的かつ地域的に指導力を発揮して、国際的な枠組み作りに向けたイニシアティブをとれる分野であり、早急にそのための国内外の体制固めに着手することを期待したい。そのためには、以下のことを提言する。なお、これらの事業の計画・実施・モニタリング・評価に必要な資金は、上記の各国が拠出して設立される「地球温暖化防止・低炭素社会実現世界連帯基金」の活用が期待されるが、その発足までは、政府がもつ既存の二国間・多国間国際協力資金を利用することが望ましい。

- ① 途上国、特に東アジア途上国における低炭素社会の実現に向けて、わが国の政府・機関、地方自治体、大学・研究機関、企業、N G O／N P O団体等多様な主体が、国際機関や地域協力機関との連携の下で、その比較優位を発揮しつつ、協力関係を強化し、途上国 の法整備、行政能力の向上、研究開発体制の強化を図ることが望ましい。
- ② 低炭素社会の実現には、地域社会がイニシアティブをとることが最も効果的であることに鑑み、東アジア地域各国の地方自治体がその協力関係を強化し、相互の比較優位に基づき研修生の受け入れ、専門家の派遣、共同研究、合同モニタリングを強化することが望ましい。国連アジア太平洋環境大臣会議の下で推進されている「北九州イニシアティブ」が、低炭素社会の実現をアジア太平洋地域におけるその協力課題として推進することを期待したい、さらに、わが国で既に国連大学・高等研究所との連携の下でゼロエミッション活動を含めて展開している6つの地域専門センター（、岡山広域圏、仙台広域圏、横浜広域圏、北九州広域圏、名古屋広域圏、神戸広域圏R C E）は、東アジア地域の他のR C Eと協力して、途上国におき

える低炭素社会の実現に必要な知識、技術、行政制度、市民参加、国際協力体制の整備のためのプロジェクトを直ちに推進することを期待したい。

- ③ わが国のNGO/NPOは、東アジア地域における低炭素社会の実現に関する国内的、国際的仕組みの構築について積極的に提言したり、この地域の他のNGO/NPOとのネットワークを強化して、そのための協働活動に従事したり、政府・機関、地方自治体が召集する国内外の会議・ワークショップへ積極的に参加して、途上国における低炭素社会の実現に指導力を發揮することを期待したい。
- ④ 企業は、その事業活動や大学・研究機関との連携活動によって、低炭素生産・流通技術や生産工程の開発に努め、さらに低炭素原料・製品の生産・販売を通じて、途上国における低炭素社会の実現に努めることが望まれる。さらに、途上国に進出した子会社の企業内訓練活動を通じて従業員、納入業者の環境意識の向上を図り、その社会貢献活動を強化して、NGO/NPO活動を支援し、諸外国の関係諸団体との連携協力を通じて、国際的・地域的規模での低炭素社会の実現に努めることが望ましい。さらに、東アジア地域の企業に投資する「社会的責任投資ファンド」を設立して、この地域の低炭素社会への移行を促進することも望ましい。企業のかかる活動を側面から支援するために、金融上、税制上、行政上の優遇措置を講ずることも一考に値する。
- ⑤ 10数年前からわが国の大学・大学院および研究機関は、文部科学省の拠点大学連携構想の下で、東アジア地域の大学・研究機関との学生・教員交流、留学生の受け入れ、研究者による共同研究を二国間で実施してきたが、今後はこの構想を低炭素社会の構築という教育研究活動に限定した新しい多国間ネットワークの構築に拡充することが望ましい。既に環境省主導で、アジア太平洋地域における環境人材育成ネットワーク構想の検討が始まっているが、これにこの地域における低炭素社会の構築のための人材育成計画を抱き合わせることも一考に値する。
- ⑥ 上記①-⑤の提言を実効あるものにするためには、東アジア地域における低炭素社会実現構想を強力に推進するわが国の国内実施体制の整備が急務である。そのためには、有効な情報基盤の整備、人的基盤の整備、資金・財源の確保と効果的利用が不可欠である。さらに、「国連・持続可能な開発のための教育の10年」に関係したRCEの短期間ににおける国際的広がりやネットワークの構築（36のRCE設置）に見るように、国際機関に有能な人材を派遣して、途上国での低炭素社会の構築を促進する受け皿を国際機関に整備することが不可欠である。特に、わが国としては、国際機関がもつ有効情報の多様性と包括性、国際機関と途上国の多様な連携

の重要性や、途上国が国際機関に対してもつ中立性、専門性、信頼性、国際機関の資金調達力、調達資金の機動的活用等は大いに活用すべきである。